

湯浦中学校PTA会則

湯浦中学校PTA

第一章 総則

(名称・事務局)

第1条 本会は、湯浦中学校PTAと称し、事務局を湯浦中学校内におく。

(目的)

第2条 本会は、会員が協力して、教育の振興と会員の資質の向上につとめ、親睦をはかることによって、生徒の健全な育成に寄与することを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従い自主的に活動する。

1. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為はおこなわない。
2. 本会は、生徒及び青少年の福祉のために活動する団体及び機関とは、本会則の目的に添い互いに協力しあう。
3. 本会は、他の団体や機関の支配や干渉は受けず、また、学校運営や学校の方針について干渉や支配をおこなわない。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

1. 会員の教育的資質向上をはかる。
2. 会員相互の親睦をはかる。
3. 学校と家庭及び地域社会の連携を密にし、適切な環境整備につとめる。
4. その他、本会の目的達成に必要なこと。

(会員)

第5条 本会は、次の会員により構成する。

1. 本校に在籍する生徒の保護者と、本校に勤務する教職員による正会員。
2. 本会の趣旨に賛同する入会希望者で、会員が推薦し役員会が承認した特別会員。

第二章 会員の権利・義務

(権利・義務)

第6条 会員は、次の権利・義務を有する。

1. 会員は、役員となり、また、役員を推薦することができる。
2. 会員は、本会の運営について報告を求め、また、意見を述べることができる。
3. 会員は、機関決定を尊重し、活動には積極的に協力する。
4. 会員は、役員会で免除の認められた者以外、全て規定の会費を納める。

第三章 役員・監査委員・顧問

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

1. 会長・・・・・・・・ 1名
2. 副会長・・・・・・・・ 2名
3. 書記・・・・・・・・ 2名
4. 会計・・・・・・・・ 2名
5. 地区委員長・・・・・・・・ 1名
6. 専門部部长・・・・・・・・ 3名 (生活指導部を除く)
7. 指名委員長・・・・・・・・ 1名

(監査委員)

第8条 本会に2名の監査委員をおき、会計の結果を総会に報告する。

(顧問)

第9条 本会に校長・教頭の2名の顧問をおく。顧問は会長とともに全ての会合に出席し、意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表して会務を統括し、総会・役員会及び全ての委員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
3. 書記は、諸活動の記録および通信等の庶務を行う。
4. 会計は、会計事務にあたり、必要に応じその内容の報告を行う。
5. 各委員長・部長は、それぞれに属する活動の運営を行う。

(執行部の選出)

第11条 会長・副会長・書記・会計、監査委員は指名委員会により選考し候補者を選出、本人の承諾を得たうえで、総会の承認により決定する。(ただし、男女構成については、配慮する。)

(地区委員長および指名委員の選出)

第12条 地区委員は、各区より次にあげる定数分選出し、その委員の互選で7地区の地区代表の中から地区委員長を選出する。

地区	地区委員	地区代表	地区	地区委員	地区代表
1 古石	1人	} 1人	4 宮崎	1人	1人
2 丸米	1人		5 湯町	1~2人	1人
3 内野	2~3人	} 1人	6 湯南団地	2人	1人
			7 橋本・山川	1人	1人
			8 道園・楯	1人	1人
			9 平生・女島	1人	1人

【合併地区】

- ①古石・丸米・内野
- ②宮崎
- ③湯町
- ④湯南団地
- ⑤橋本・山川
- ⑥道園・楯
- ⑦平生・女島

第12条の2 指名委員は、各地区よりそれぞれ1名(古石・丸米・内野より2名)を選出し、その委員の互選で指名委員長および副委員長を選出する。

(学級・学年委員の選出)

第13条 学級委員は、各学級より3名選出し、互選によりそれぞれ学年委員長1名を選出する。また、自然災害等により選出が困難な状況が生じた場合には、執行部により選考し候補者を選出することができる。

(専門部の選出)

第14条 環境体育部・広報部・家庭教育部の各専門部員は、各学年より執行部(監査2名は除く)及び地区委員、指名委員、学年委員を除いた会員を3つの部に均等に割り当てる。(ただし、学年委員については兼任を妨げない。)部長・副部长は、部員の互選により選出する。また、自然災害等により選出が困難な状況が生じた場合には、執行部により選考し候補者を選出することができる。(ただし、生活指導部は地区委員が兼務する。)なお、教職員会員はいずれかの専門部に属し、保護者全員と協力して運営の推進をはかる。また、各専門部の仕事は次のとおりとする。

1. 生活指導部は、生徒の校外生活における補導

2. 環境体育部は、内外環境の整備および会員の体育・福祉の向上
3. 広報部は、学校新聞の発行および各種広報活動
4. 家庭教育部は、各種研修事業および会員の家庭教育の向上

(任期)

第15条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。任期を過ぎても後任者が選出されるまでは、その職にあるものとする。

第四章 機関

(機関)

第16条 本会に次の機関をおく。

1. 総会
2. 常任委員会
3. 役員会
4. 執行部会
5. 指名委員会
6. 特別委員会

(総会)

第17条 総会は、本会最高の議決機関として全会員をもって構成する。

1. 総会は、年度初めと年度末に行う。ただし、会長が必要と認めるとき、または、会員の3分の1以上の要求があったときは、臨時総会を開くことができる。
2. 成立は、会員の3分の1以上（委任状を含む）の出席を要する。
3. 議決は、出席者の過半数の同意を要する。
4. 自然災害等により、開催が困難な状況が生じた場合には、書面議決を行い、議決回答票をもって開催することができる。

その場合、議決回答票の提出をもって出席とみなし、議決は3に準ずる。

執行部が議決回答表の未提出がないよう努め、その上で提出が無い場合は執行部一任とみなし、厳正な集計とする為に監査を行う。

(総会の付議事項)

第18条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

1. 役員の承認に関する事
2. 会務の報告および決算に関する事。
3. 事業計画および予算決定に関する事。
4. 会則の改廃に関する事（第28条による）。
5. 会費額に関する事。
6. その他、本会の目的達成に必要な事。

(常任委員会)

第19条 常任委員会は総会に次ぐ議決機関であり、役員および地区委員・専門部委員をもって構成し、必要により会長がこれを招集し、会務遂行上必要な協議をおこなう。

(役員会)

第20条 役員会は、第7条に定める役員により構成し、必要により会長がこれを招集し、次の事項を処理する。

1. 総会に提出する議案に関する事。
2. 総会から委任された事。
3. 各委員会から提出された事。
4. その他、本会運営に関する事。

(執行部会)

第21条 執行部会は、会長および副会長・書記・会計をもって構成し、必要により、会長がこれを招集し、次の事項を処理する。

1. 役員会に提出する議案に関すること。
2. 役員会から委任されたこと。
3. その他、執行に必要なこと。

(指名委員会)

第22条 指名委員会は、7地区の指名委員により構成され、必要な時期に、会長がこれを招集し、役員を選考に関して委嘱をする。委員長は、総会において選考の経緯および指名の理由等を述べ承認を受ける。

(特別委員会)

第23条 特別委員会は、特別な事項について必要があるとき、会長が役員会の承認により設置するが、次による。

1. 委員長は、会長が兼務し、委員は、委員長が役員の中から選出する。
ただし、構成比において半数を超えない範囲なら、必要な一般会員を委員とすることができる。(地区編成を行う場合は、地区委員を招集する。)
2. 特別委員会の設置に関しては、近い将来においてその活動内容について報告する義務を負う。
3. 活動終了後は、十分な記録を残し解散する。

第五章 経費

(収入)

第24条 本会の活動に要する経費は、会費・寄附金・その他の収入をこれにあてる。

(予算)

第25条 本会の経費は、総会において決議された予算によってまかなわれる。

(決算)

第26条 本会の決算は、監査をうけて総会に報告し、承認をえなければならない。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、4月1日より3月31日までとする。

第六章 会則の改廃等

(改廃)

第28条 本会則は、総会で3分の2以上の賛成により改廃することができる。

(細則)

第29条 会長は、役員会の決議により、必要な細則を定めることができる。

(総会への報告)

第30条 会長は、前条に規定する細則については、近い次期の総会に報告しなければならない。

細則

(7地区)

第1条 第12条の7地区とは次をいう。

(古石・丸米・内野)、宮崎、湯町(湯東・湯北)、湯南団地、(橋本・山川)、(道園・柵)、(平生・女島)

(慶弔および表彰)

第2条 慶弔に関しては、別に定める慶弔規定による。また、表彰に関しては、別に定める表彰規定による。

(地区委員数)

第3条 内野及び湯町の地区委員数は、年度毎に各地区で検討し決定することができる。

(役員会に提出する議案)

第4条 会則の改廃、その他役員会に提出する議案については、執行部において原案を作成する。

付 則

(執行日)

第1条 本会則は、平成21年4月18日一部改正、同日より施行する。
本会則は、平成22年4月17日一部改正、同日より施行する。
本会則は、平成23年4月16日一部改正、同日より施行する。
本会則は、平成27年4月18日一部改正、同日より施行する。
本会則は、平成29年4月15日一部改正、同日より施行する。
本会則は、平成31年2月27日一部改正、同日より施行する。
本会則は、令和2年3月5日一部改正、同日より施行する。
本会則は、令和2年5月8日一部改正、同日より施行する。
本会則は、令和3年2月24日一部改正、同日より施行する。